

金ヶ崎町農業委員会議事録

令和3年2月22日午後1時30分から令和3年第2回金ヶ崎町農業委員会を、金ヶ崎町役場4階大会議室に招集して開催した。

1. 本会議に出席した委員は20名で次のとおりである。

第1番委員	岩野悦子	第11番委員	小坂倫充
第2番委員	高橋義隆	第12番委員	小野まり子
第3番委員	宮舘晃	第13番委員	及川宏和
第4番委員	田口敏	第14番委員	小嶋教三
第5番委員	高橋重貴	第15番委員	山路和弘
第6番委員	名和和弘	第16番委員	高橋新一
第7番委員	高橋正則	第17番委員	佐藤浩幸
第8番委員	松本隆	第18番委員	及川和芳
第9番委員	菊地重治	第19番委員	高橋旦志
第10番委員	有住寿哉	第20番委員	菊地成壽

2. 本会議に出席した者は次のとおりである。

事務局長	鈴木敏郎
事務局長補佐	阿部勝利
係長	及川靖
主事	渡辺知美

3. 本会議の提出案件は次のとおりである。

報告第1号	農地の使用貸借に係る合意解約について
報告第2号	農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について
議案第1号	農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について
議案第2号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
議案第3号	金ヶ崎町農用地利用集積計画の決定について
議案第4号	金ヶ崎町農用地利用配分計画案に対する意見の決定について
議案第5号	農地法第3条第1項の規定による許可に係る買受適格証明願の審査について
議案第6号	贈与税、不動産取得税の納税猶予に関する引き続き農業を行っている等の証明願の審査について
議案第7号	荒廃農地の農地・非農地の判断について
議案第8号	農地等の権利取得に必要な別段面積の設定について
議案第9号	令和3年度金ヶ崎町農作業労賃標準額の決定について

4. 本会議の書記は次のとおりである。

係長	及川靖
主事	渡辺知美

議 長 只今から令和3年第2回金ケ崎町農業委員会会議を開会いたします。

時間 13時30分

議 長 只今の出席委員は、20名であります。
定足数に達しておりますので、金ケ崎町農業委員会会議規程第11条の規定により会議は成立いたしました。

議 長 日程第1、議事録署名人及び書記の指名を行います。会議の議事録署名人及び書記は、会議規程第14条の規定により、議長において指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

———異議なしの声あり———

議 長 異議なしと認め、議事録署名人には13番及川宏和委員、14番小嶋教三委員を、書記には事務局を指名いたします。

議 長 日程第2、会期の決定についてお諮りします。本会議の会期は、本日午後半日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

———異議なしの声あり———

議 長 異議なしと認め、会期は本日午後半日間と決定しました。

議 務 局 長 日程第3、諸般の報告に入ります。事務局長、報告を求めます。

【別添報告書に基づいて事務局長朗読説明】

報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

———なしの声あり———

議 長 質疑が無いようですので、諸般の報告を終わります。

議 務 局 長 日程第4、報告第1号 農地の使用貸借に係る合意解約についてを議題とします。事務局説明を求めます。

【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

———なしの声あり———

議 長 質疑が無いようですので、報告第1号を終わります。

議 務 局 長 日程第5、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知についてを議題とします。事務局説明を求めます。

【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

第7番委員 7番 高橋です。番号1番及び2番の案件について、両方とも同じ土地についての解約ということですが、これはどういうものでしょうか。

議 務 局 番号1番及び2番は、農地中間管理事業で賃貸借契約を結んでいた農地の解約になります。番号1番では、受け手の■■■■さんと岩手県農業公社との解約、番号2番では岩手県農業公社と出し手の■■■■さんとの解約です。■■■■さんが耕作できなくなり、別な借り手が見つかったため、今回の解約の手続きになったものです。

議 長 ほか、質疑ございませんか。
——なしの声あり——

議 長 質疑が無いようですので、報告第2号を終わります。

議 長 日程第6、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請
審議についてを議題とします。事務局説明を求めます。
事務局 局長 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
局長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませ
んか。
——なしの声あり——

議 長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。
——なしの声あり——

議 長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議につ
いて、許可に賛成する委員の挙手を求めます。
——全員挙手——

議 長 挙手全員であります。よって、当案件は許可することに決定しま
した。

議 長 日程第7、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請
に対する意見についてを議題とします。事務局説明を求めます。
事務局 局長 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
局長 説明が終わりました。つづいて、現地調査の報告を求めます。
第15番委員 番号1番の案件について、15番山路和弘委員より報告願います。
15番 山路です。番号1番の案件について、現地調査の報告をいた
します。2月16日午後に、南方地区の高橋義隆委員、佐藤浩幸委員、
事務局の及川係長と現地確認に行ってきました。
譲受人の[]さんが自己住宅を建築するため、農地所有者で父
の[]さんから畑を贈与により取得し、転用しようとするもので
す。
農地転用の許可基準である立地基準についてですが、申請地は都市
計画の用途地域に指定されており、農地転用の制限を特に受ける場所
ではありません。
一般基準についてですが、事業費については、金融機関からの借入
により実施することを確認しております。
現地は、北側と南側は畑、東側は道路、西側は宅地と隣接しており
ますが、敷地は、東側町道へ傾斜させ、雨水を町道側溝へ流入するよ
う施工するほか、畑と隣接する箇所には、砂利敷きにより土砂等の流
出を防ぐ計画であることから、周辺農地への影響は発生しないものと
考えられます。
以上のとおり許可基準を満たしていることから、農地転用は許可相
当であると判断いたしました。以上で、現地報告を終わります。

議 長 つづいて、番号2番の案件について、17番佐藤浩幸委員より報告願
います。
第17番委員 17番 佐藤です。番号2番の案件について、現地調査の報告をいた
します。2月16日午後に、南方地区の高橋義隆委員、山路和弘委員、
事務局の及川係長と現地確認に行ってきました。
借受人の[]が太陽光発電装置を設置して使用するた

め、農地所有者の[]さんから田を賃貸借により借受け、転用しようとするものです。

農地転用の許可基準である立地基準についてですが、申請地は都市計画の用途地域に指定されており、農地転用の制限を特に受ける場所ではありません。

一般基準についてですが、事業費については、全額自己資金により実施することを確認しております。

現地は、東側と南側は田、北側は水路、西側は宅地と隣接しておりますが、地面と畦畔はそのままの状態で使用し、周囲にフェンスを設置し、進入防止の対策を行う計画であることから、周辺農地及び環境への影響は発生しないものと考えられます。

以上のとおり許可基準を満たしていることから、農地転用は許可相当であると判断いたしました。

なお、1月に現地確認をしました同社の太陽光発電装置設置の案件と同様に、借受人には南側の田との境界並びに草刈り等の管理を怠らないよう要望するものとします。

以上で、現地報告を終わります。

議 長
第 4 番 委 員

つづいて、番号3番の案件について、4番田口敏委員より報告願います。

4番 田口です。番号3番の案件について、現地調査の報告をいたします。2月16日午前に、街地区の高橋重貴委員、三ヶ尻地区の有住寿哉委員、及川宏和委員、事務局の及川係長と現地確認に行ってきました。

借受人である[]さんが自己住宅を建築するため、農地所有者で父の[]さんから、畑を使用賃貸借により借受け、転用しようとするものです。

農地転用の許可基準である立地基準についてですが、申請地は都市計画の用途地域に指定されており、農地転用の制限を特に受ける場所ではありません。

一般基準についてですが、事業費については、全額自己資金により実施することを確認しております。

現地は、西側が田、南側が田と宅地、北側が道路、東側が雑種地と隣接しておりますが、田と隣接する箇所には防草・土留シートを施工し土砂等の流出を防ぐ計画であることから、周辺農地への影響は、発生しないものと考えられます。

以上のとおり許可基準を満たしていることから、農地転用は許可相当であると判断いたしました。以上で、現地報告を終わります。

議 長
第 9 番 委 員

ご苦労さまでした。これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

9番 菊地です。番号2番の案件について、隣接している4筆の田は、譲渡人の[]さん以外の田でしょうか。

事 務 局
第 9 番 委 員

隣接する田は、すべて[]さん以外の所有農地です。

有効利用としての策で太陽光発電なのかなと思われそうですが、農地が熟を持つということも考えられますし、西側が宅地と隣接しているので、住宅地として利用することも考えられると思います。ガイドラインを整えた方がよいのではないかという意見です。

事 務 局

農業委員会としては、農地法に照らし、また周辺農地に影響がないという基準で受付したものです。農業振興地域内で大規模な太陽光発

第 1 2 番 委 員

電となれば、町として関係課との対応になるかと思ひます。

12 番 小野です。菊地委員と同様ですが、田では太陽光発電はできないと他市の農業委員から聞いたことがあります、転用できるのか再度確認です。

事 務 局

先ほどもお答えしましたが、農地転用の基準として、都市計画区域内の用途指定地域は第三種農地にあたり、宅地や太陽光発電、資材置き場等、農地転用は基本的に可能となります。農業振興地域の農用地区域内や、第一種農地といわれる一団の農地では、太陽光発電装置の設置は認められず、畜舎や農業用の倉庫といった農業用施設のみが認められます。その部分のお話を他市の農業委員から耳にされたのではないかと思ひます。

第 4 番 委 員

4 番 田口です。番号 2 番の案件について、地図上では取り付け道路が確認できませんが、太陽光発電装置の設置には接道の義務が課せられないのでしょうか。

事 務 局

一般的には建物を建築する場合には取り付け道路を設置する基準がありますが、太陽光発電装置は工作物という扱いになるので、取り付け道路等は不要になります。ただし、実際の設置工事のときには、畦畔を通過してトラックや人力での設置になるかと思ひますので、周辺農地に影響がないように、事務局で引き続き確認していきたいと思ひます。

第 1 4 番 委 員

14 番 小嶋です。太陽光発電については、川に流れる土砂が黄色くなり、川の生態系に影響を与えることが各自治体で問題になっています。今後農業委員会でも検討していくべきではないかと思ひます。

事 務 局 長

大規模な太陽光発電装置が設置される場合には、雨水量等のシミュレーションを行いながら、関係課と連携を取りつつ調整していくことになるかと思ひます。農地に問題が出てきたときには、委員のおっしゃるように農業委員会として課題提起していくべきではないかと思ひますが、現在はどちらかという山林や雑種地に太陽光発電装置が設置されている方が多いのではないかと思ひます。関係がないわけではないかもしれませんが、まだ農地の部分では大きな問題にはなっていないと考えますので、様子を見ながら検討していければと思ひます。ご意見として伺い、農業委員会共通の課題としたいと思ひます。

議 長

暫時休憩いたします。

———休憩———

議 長

休憩を解いて再開いたします。

ほか、質疑ございませんか。

———なしの声あり———

議 長

質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

———なしの声あり———

議 長

討論無しと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、許可相当の意見を付すことに賛成する委員の挙手を求めます。

———全員挙手———

議 長

挙手全員であります。よって、当案件は許可相当の意見を付して県に進達することに決定しました。

議 務 局長 日程第 8、議案第 3 号 金ヶ崎町農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局、説明を求めます。
 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
 説明が終わりました。
 ここで、利用権設定番号 7 番及び 40 番の案件について、3 番宮舘晃委員が、農業委員会等に関する法律第 31 条に該当しておりますので退席を命じます。
 これより、利用権設定番号 7 番及び 40 番の案件について質疑に入ります。質疑ございませんか。
 ——なしの声あり——
 議 務 局長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。
 ——なしの声あり——
 議 務 局長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
 利用権設定番号 7 番及び 40 番の案件について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。
 ——全員挙手——
 議 務 局長 挙手全員、よって、本案は原案のとおり決定しました。
 3 番 宮舘晃委員の入席を許します。
 3 番 宮舘晃委員、案件については、原案のとおり決定しました。
 続いて、利用権設定番号 13 番及び 14 番の案件について、5 番高橋重貴委員が農業委員会等に関する法律第 31 条に該当しておりますので退席を命じます。
 これより、利用権設定番号 13 番及び 14 番の案件について質疑に入ります。質疑ございませんか。
 ——なしの声あり——
 議 務 局長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。
 ——なしの声あり——
 議 務 局長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
 利用権設定番号 13 番及び 14 番の案件について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。
 ——全員挙手——
 議 務 局長 挙手全員、よって、本案は原案のとおり決定しました。
 5 番 高橋重貴委員の入席を許します。
 5 番 高橋重貴委員、案件については、原案のとおり決定しました。
 議 務 局長 それでは、議案第 3 号のそのほかの案件について質疑に入ります。質疑ございませんか。
 第 1 4 番 委員 14 番 小嶋です。所有権移転番号 1 番及び 2 番について、所有権を移転する方と移転を受ける方が全く同じですが、分かれているのはなぜでしょうか。
 事 務 局 所有者から岩手県農業公社が買い取り、別の方に貸すというものですが、番号 1 番及び 2 番は別々の方に貸すものなので、分かれています。岩手県農業公社から別の方に貸す案件は、来月の案件になる予定です。
 第 7 番 委員 7 番 高橋です。利用権設定 17 番及び 18 番について、利用権の設定を受ける者の経営面積が 0 ですが、町の別段面積要件を満たしているのでしょうか。

事務局長 町の別段面積は農地取得面積や借受面積が一反歩以上となっておりますが、今回借り受ける面積で別段面積要件を満たしているものです。

議長 ほか、質疑ございませんか。
——なしの声あり——

議長 長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。
——なしの声あり——

議長 長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
議案第3号 金ケ崎町農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。
——全員挙手——

議長 長 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり決定しました。

議長 長 日程第9、議案第4号 金ケ崎町農用地利用配分計画案に対する意見の決定についてを議題とします。事務局説明を求めます。

事務局長 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
——なしの声あり——

議長 長 質疑無しと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。
——なしの声あり——

議長 長 討論無しと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
議案第4号 金ケ崎町農用地利用配分計画案に対する意見の決定について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。
——全員挙手——

議長 長 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり決定しました。

議長 長 日程第10、議案第5号 農地法第3条第1項の規定による許可に係る買受適格証明願の審査についてを議題とします。事務局説明を求めます。

事務局長 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

第4番委員 4番 田口です。公売の流れや最低価格の決定方法について教えていただければと思います。

事務局長 今回、公売を実施するのは胆沢平野土地改良区で、所有者に賦課金の滞納があり公売になることを聞いております。公売については、金ケ崎町役場に公告しております。今月は1件でしたが、公売期日は3月29日ですので、来月にも証明願が出てくる可能性もあるかと思っております。

議長 長 ほか、質疑ございませんか。
——なしの声あり——

議長 長 質疑無しと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。
——なしの声あり——

議長 長 討論無しと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
議案第5号 農地法第3条第1項の規定による許可に係る買受適格証明願の審査について、賛成する委員の挙手を求めます。

- 議 長 ———全員挙手———
 議 長 挙手全員であります。よって、本案は証明することに決定しました。
- 議 長 日程第 11、議案第 6 号 贈与税、不動産取得税の納税猶予に関する引き続き農業を行っている等の証明願の審査についてを議題とします。事務局説明を求めます。
- 事務局長 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
 事務局長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
- 議 長 ———なしの声あり———
 議 長 質疑無しと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。
- 議 長 ———なしの声あり———
 議 長 討論無しと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
 議案第 6 号 贈与税、不動産取得税の納税猶予に関する引き続き農業を行っている等の証明願の審査について、証明することに賛成する委員の挙手を求めます。
- 議 長 ———全員挙手———
 議 長 挙手全員であります。よって、本案は証明することに決定しました。
- 議 長 日程第 12、議案第 7 号 荒廃農地の農地・非農地の判断についてを議題とします。事務局説明を求めます。
- 事務局長 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
 事務局長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
- 議 長 ———なしの声あり———
 議 長 質疑無しと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。
- 議 長 ———なしの声あり———
 議 長 討論無しと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
 議案第 7 号 荒廃農地の農地・非農地の判断について、調査報告のとおり「非農地」と判断することに賛成する委員の挙手を求めます。
- 議 長 ———全員挙手———
 議 長 挙手全員であります。よって、本案は調査報告のとおり「非農地」と判断することに決定しました。
- 議 長 日程第 13、議案第 8 号 農地等の権利取得に必要な別段面積の設定についてを議題とします。事務局説明を求めます。
- 事務局長 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
 事務局長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
- 議 長 ———なしの声あり———
 議 長 質疑無しと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。
- 議 長 ———なしの声あり———
 議 長 討論無しと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
 議案第 8 号 農地等の権利取得に必要な別段面積の設定について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。
- 議 長 ———全員挙手———

議 長 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 日程第 14、議案第 9 号 令和 3 年度金ケ崎町農作業労賃標準額の決定についてを議題とします。事務局説明を求めます。

事務局 局長 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】

議 長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

議 長 ——なしの声あり——

議 長 質疑無しと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

議 長 ——なしの声あり——

議 長 討論無しと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。議案第 9 号 令和 3 年度金ケ崎町農作業労賃標準額の決定について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

議 長 ——全員挙手——

議 長 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 これで、本日の日程は全部終了いたしました。令和 3 年第 2 回金ケ崎町農業委員会会議を閉会します。ご苦労さまでした。

時間 14 時 55 分